

平成30年3月28日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

電気事業法に基づく行政処分等の実施について

(1) 電気事業法に定める技術基準適合維持義務違反の要件について

電気事業法第39条において、事業用電気工作物の設置者（以下、「設置者」という。）は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない旨（技術基準適合維持義務。以下、「適合維持義務」という。）が規定されており、当該電気工作物が技術基準に適合していないことが認められた場合、主務大臣は同法第40条に基づき技術基準適合命令（以下、「適合命令」という。）を行うことができることとなっている。

また、電気設備に関する技術基準を定める省令第19条第14項には、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない」と定められており、同省令附則においては、「この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例によることとされているが、高濃度PCB含有電気工作物については、処分期限を過ぎた後は第19条第14項の規定を適用する」旨が定められている。

これらの規定により、電気事業法は、PCB含有電気工作物の新規設置を禁止するとともに、現在設置されている高濃度PCB含有電気工作物についても、処分期限までの廃止を求めている。そして、仮に処分期限（もしくは特例処分期限）を過ぎた後に高濃度PCB含有電気工作物が電路に施設されていることが確認された場合には、適合維持義務に違反した状態となる。

(2) 電気事業法における行政処分及び罰則について

電気事業法では、立入検査等により適合維持義務に違反している事実が確認され、行政指導によってもその改善が見込まれない場合には、電気事業法第40条の規定に基づき、設置者に対し事業用電気工作物の使用の一時停止等を命じる適合命令を行うことで、技術基準への適合を担保する仕組みとなっている。適合命令を行う権限については、電気事業法施行令第27条第3項表第13号により、対象となる事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に委任されており、実務上は各産業保安監督部等において適合命令に係る事務手続等を行うこととなる。設置者が適合命令に従わない場合、同法第118条第5項に罰則（300万円以下の罰金）が定められている。

(3) 技術基準適合命令の実施について

適合命令を行うためには、対象となる事業用電気工作物が技術基準に適合していないことが要件となるため、処分期限を過ぎた後になお高濃度PCB含有電気工作物が電路に施設されているのか、立入検査等により確認を行う必要がある。このことから、処分期限終了後速やかに適合命令が実施できるよう、3月20日時点で設置が確認されている北九州事業エリアの7件の高濃度

PCB含有電気工作物については、本年度中においては処分期限までにできる限り早く廃止を行うよう引き続き指導を行っていくとともに、立入検査等により処分期限経過後の状況を確認する必要性が高い案件について精査を行っており、4月以降速やかに事実確認を実施し、その後必要な手続を経た上で、適合命令を行うこととする。

なお、適合命令を行った場合、当該情報は産業保安監督部等のホームページにおいて公表されることとなる。

(4) 関係機関との連携について

適合命令を受けた設置者に対し、都道府県市におけるその後の対応が速やかに実施できるよう、産業保安監督部等が適合命令を行う場合は、都道府県市に対し、速やかにその旨の情報提供を行い、都道府県市においてその事実が確実に覚知されるよう努めるものとする。